

第 11 章 駐車場設備

- 1) 自走式駐車場設備 -----238
- 2) 機械式駐車場設備 -----239

1) 自走式駐車場設備

1. 適用範囲

この基準は、自走式駐車場設備の製作、据付に適用する。

1-1 区分及び構成

自走式駐車場設備の区分及び構成は、表-11・1のとおりとする。

表-11・1 区分及び構成

区分	構成
管制設備	誘導設備、ゲート設備、発券機、料金収受装置等
換気・排煙・排水設備	換気用ファン、排煙用ファン、排水設備等
付属設備	ダクト、ダンパ、昇降機装置等
補助機器設備	消音装置、計測装置等
非常用設備	水噴霧・泡・二酸化炭素・粉末消火設備、給水設備等
電源・操作制御設備	各種操作制御盤、各種監視盤、各種受電盤、各種配電盤、自家発電装置、制御用配線配管等

2. 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。受電盤、配電盤、自家発電装置、操作制御盤、発券機、料金収受装置、シロッコファン、ユニットファン、天井扇、消火ポンプユニット、水中ポンプ、計測機器等で積上げ積算しないものとする。

3. 直接工事費

3-1 材料費

据付に使用する各種ダンパ、ダクト、配管材等の材料及び誘引ノズル、各種スイッチ、各種弁類（逆止弁、仕切弁等）、管継手（伸縮管、継手、フランジ等）、Y型ストレーナ、CO2濃度表示調節器、温度調節器等の部品をいい、積上げによるものとする。

3-2 据付工数

据付・調整に要する必要項数を積上げるものとする。

3-3 機械経費

据付にかかる経費は、必要に応じてトラッククレーン、溶接機、発電機、水替用水中ポンプ等について積上げ計上するものとする。

2) 機械式駐車場設備

1. 適用範囲

この基準は、機械式駐車場設備の製作、据付に適用する。

1-1 区分及び構成

機械式駐車場設備の区分及び構成は、表-11・2のとおりとする。

表-11・2 区分及び構成

区分	構成
駐車装置	搬器，駐車室，昇降装置，搬送装置等
管制設備	誘導設備，車両重量計，ゲート設備，発券機，料金収受装置等
換気・排水設備	換気設備・排水設備等
非常用設備	消火設備，給水設備等
付属設備	点検歩廊，階段，手摺等
電源・操作制御設備	各種操作制御盤，各種監視盤，各種受電盤，各種配電盤，自家発電装置，紛失対応装置，各種センサー，制御配線配管等

2. 直接製作費

2-1 材料費

(1) 直接材料費

鋼材の寸法エキストラは、厚みエキストラのみとする。

(2) 部品費

直接材料中の部品として計上する品目は次のとおりとする。

ローラ，各種軸受（メタル，ベアリング），ワイヤロープ，各種スイッチ，各種リレー，軸継手，チェーン，ボルト・ナット等

2-2 機器単体費

機器単体品として計上する品目は次のとおりとする。

減速機，制動機，電動機，発券機，料金収受装置，受電盤，配電盤，自家発電装置，監視盤，操作制御盤，紛失対応装置，水中ポンプ，換気装置，水位測定装置等で積上げ積算しないもの。

2-3 製作工数

機械式駐車場設備の製作に要する必要工数を積上げるものとする。

2-4 工場塗装

塗装面積は、積上げによるものとする。

3. 直接工事費

3-1 材料費

据付に使用する配管材等の材料及び各種弁類（逆止弁，仕切弁等），管継手（伸縮管，継手，フランジ等）の部品をいい，積上げによるものとする。

3-2 据付工数

据付・調整に要する必要工数を積上げるものとする。

3-3 機械経費

据付にかかる経費は，必要に応じてトラッククレーン，溶接機，発電機，水替用水中ポンプ等について積上げ計上するものとする。